

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、技術に優れ、利益を重視する経営を行い、「存在価値ある企業」として社会的使命を果たしていくことを経営の基本方針としております。その実現に向けて、コーポレート・ガバナンスの充実を経営上の最重要課題の一つとして位置付け、「経営の適正かつ迅速な決定」、「取締役の経営責任の明確化」、「内部統制システムの確立」、「経営環境の変化に迅速に対応する最適な経営体制の構築」等に取り組んでおります。

これらコーポレート・ガバナンス充実のための施策を推進し、経営の効率性・透明性を確保することが、企業価値を高め、株主をはじめとするステークホルダーや社会全般から信頼される企業として存続する基盤になると考えております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
前田建設工業株式会社	80,738,050	20.17
大和証券キャピタル・マーケット株式会社	8,839,000	2.20
東洋建設共栄会	8,618,963	2.15
株式会社三菱東京UFJ銀行	6,503,000	1.62
川端 泰雅	6,363,000	1.59
日本証券金融株式会社	4,883,025	1.22
株式会社こんどう	4,000,000	1.00
松井証券株式会社	3,685,000	0.92
東洋建設従業員持株会	3,538,617	0.88
東京海上日動火災保険株式会社	3,423,111	0.85

支配株主(親会社を除く)の有無	——
-----------------	----

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部、大阪 第一部
決算期	3月
業種	建設業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	10名
社外取締役の選任状況	選任していない

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4名
監査役の人数	4名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役と会計監査人は、監査計画、監査結果報告等の定期的な会合において情報交換を行い、また、会計監査人の支店等の往査・講評に随時立会う等により、相互の連携を図っています。また内部監査部門である総合監査部より監査計画、本社、支店、グループ会社の監査実施結果につき随時報告を受け、総合監査部監査の講評に立会う等により連携を密にしています。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(1)								
		a	b	c	d	e	f	g	h	i
徳永和也	他の会社の出身者									○
平形光男	他の会社の出身者									○
川崎登志嗣	他の会社の出身者									○

※1 会社との関係についての選択項目

- a 親会社出身である
- b その他の関係会社出身である
- c 当該会社の大株主である
- d 他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任している
- e 他の会社の業務執行取締役、執行役等である
- f 当該会社又は当該会社の特定関係事業者の業務執行取締役、執行役等の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものである
- g 当該会社の親会社又は当該親会社の子会社から役員としての報酬等その他の財産上の利益を受けている
- h 本人と当該会社との間で責任限定契約を締結している
- i その他

会社との関係(2) 更新

--	--	--	--

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	当該社外監査役を選任している理由(独立役員に指定している場合は、独立役員に指定した理由を含む)
徳永和也		——	本人の経歴から監査業務を適正に遂行できると判断したため。
平形光男		——	本人の経歴から監査業務を適正に遂行できると判断したため。
川崎登志嗣	○	——	本人の経歴から当社の監査業務を適正に遂行できると判断したため。また、氏の出身会社であるJFEスチールグループと当社の間には経営の独立性に影響を与えるような重要な取引関係はなく、一般株主と利益相反が生じる恐れがないと判断し、平成23年6月29日に独立役員として選任した。

【独立役員関係】

独立役員の人数	1名
その他独立役員に関する事項	
——	

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない
---------------------------	---------

該当項目に関する補足説明
当社は業績に応じた役員賞与を支給することとしており、このこと自体が現状で十分なインセンティブ付与となっていると考えており、格別な施策は実施していません。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明
——

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明	更新
前事業年度(平成23年4月1日から平成24年3月31日まで)に係る当社取締役及び監査役に対する報酬等の額は以下のとおりであります。 取締役 9名 167百万円 監査役 6名 40百万円 (うち社外監査役) (4名) 25百万円 (注)人数及び金額には平成23年6月29日開催の第89回定時株主総会終結の時をもって退任した監査役2名を含んでおります。	

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	なし
----------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容
——

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外監査役を補佐する担当セクション及び担当者は設けておりません。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

1. 取締役会は、当社の経営に係る重要事項について毎月1回開催する「取締役会」並びに必要なに応じて開催される「臨時取締役会」において、審議、決定するほか各取締役による業務執行の監督を行っております。この「取締役会」は、全取締役と全監査役によって構成されております。

また、経営環境の変化に迅速に対応し、業務運営の効率化を図るため「取締役会」の他に職務執行の方針を協議決定する「経営方針会議」を毎月2回開催しております。この「経営方針会議」は、全取締役、本部長、監査役1名及び経営企画部長によって構成されております。

2. 内部監査を行う総合監査部は、担当役員のもと5名の人員となっており、事前に指名した監査担当者10名と共に、当社及びグループ各社に対し、随時必要な業務監査と内部統制監査を実施し、取締役会並びに監査役会へ報告しております。
3. 監査役は、取締役会他の重要な会議への出席、当社及び当社グループ各社への往査等を通じて取締役の職務執行を監査しております。また、監査役のうち1名は長年における当社経理部門の経歴を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 監査役は、会計監査人、総合監査部及び当社グループ各社の監査役との連携を保ち、監査の実効性を高める体制をとっております。
5. これらの監査結果につきましては、取締役会または経営方針会議で報告されているほか、内部統制部門の責任者に対しても適宜報告されております。
6. 当社は、平成19年6月28日開催の第85回定時株主総会におきまして新日本有限責任監査法人を選任しております。会計監査業務を執行しております公認会計士は、大田原吉隆会計士(当社監査継続年数6年)及び矢部直哉会計士(当社監査継続年数4年)であり、当社は法定の会計監査のほか、適宜アドバイスを受けております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社取締役会は適正かつ迅速な意思決定を行うため、毎月1回開催する取締役会はもとより、必要に応じ臨時取締役会を招集するなど、機動的な運営を行える体制をとっております。社外監査役3名は数社において経営者としての実績を有しており、これらの経歴を背景として当社の経営に有益な助言を行うとともに、独立した立場での監査を実施しております。

なお、当社は社外取締役を選任しておりませんが、各取締役及び監査役の経歴は多様であり、各役員の知見に基づく活発な意見交換を経て経営の意思決定を行っており、これにより経営監視機能は十分に確保されていると考えることから、現状の体制としております。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・株主総会招集通知及び事業報告等の添付書類をホームページに掲載しております。 ・株主総会における事業報告や計算書類等の説明に際し、資料をビジュアル化し、株主様により判り易くお伝えするよう努めております。

2. IRIに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	半期に1回、アナリスト及び機関投資家を対象にした決算説明会を開催しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	掲載内容は、適時開示資料、財務資料(有価証券報告書、決算短信)、内部統制報告書、財務概要、業績推移と事業戦略、報告書(株主通信)、中期経営計画、FACT BOOK等であります。	
IRIに関する部署(担当者)の設置	経営管理本部経営企画部が担当しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社は「環境・社会報告書」を作成しており、ホームページに掲載するとともに資料請求も受け付けております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社は、株主・投資家に対し財務内容や事業活動状況等の会社情報を適時・適切に開示し、正確な理解が得られるよう努めております。また、開示内容については当社ホームページにも掲載しております。

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社の内部統制システムに関する考え方及びその整備状況は以下のとおりであります。

- 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
(1)当社の取締役、執行役員及び使用人は、「経営理念」、「行動規範」、「行動指針」を最優先すべき基本的判断基準として職務の執行にあたることにしております。
(2)経営管理本部管掌役員を委員長とするコンプライアンス委員会は、「コンプライアンスに関する方針」、「法令遵守、企業倫理意識の普及と啓蒙方針の決定」、「役職員等からの重要な指摘や提案等への対応方針の決定」並びに「取締役会への活動報告」を行っております。
(3)経営管理本部総務部に、コンプライアンスに関する事項を具体的に推進、実行させるとともに、法令遵守上疑義のある行為等を把握した場合は、適時適切にコンプライアンス委員会に報告するとともに、弁護士と連携しながら調査や指導を行う体制をとっております。
(4)総合監査部において、各部門の職務執行状況や内部統制の有効性と妥当性の確認を行うことにより、職務の執行の適正性を確保する体制をとっております。
(5)社内通報体制として社内・社外の双方に通報窓口を持つ内部通報制度を構築しております。
- 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
(1)当社は、経営基本規程、組織関係規程等を定め、取締役の職務の執行が適正に行える体制を整備しております。
(2)当社は、執行役員制度を採用することにより取締役の員数を少なくし、経営の意思決定の迅速化を図っております。
- 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
(1)当社は、リスク管理規程及び防災規程を定め、経営管理本部経営企画部及び各担当部門が定められた日常リスクの管理を行うことしております。
(2)大規模災害等の非常時対応を要する事態の発生時においては、被害・損失を最小限とするため、社長を本部長とする対策本部を設置することしております。
(3)首都圏直下型地震の発生を想定したBCP(事業継続計画)を策定しております。
- 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
(1)当社は、重要な会議の議事録、重要な事項に関する稟議書、契約書及びそれらの関連資料を法令及び文書管理及び情報セキュリティに関する諸規程に基づき、適切に保管する体制を確保しております。
(2)当社は、文書規程に基づき文書管理責任者を定めており、文書の管理を適切に行う体制を確保しております。
- 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
(1)当社は、関係会社管理規程に基づき、当社グループ各社の経営計画の策定や重要な意思決定に際しての事前協議や指導を行うとともに、定期的に関係会社社長会を開催し、当社が関与して策定した経営計画の進捗等、経営状況のヒアリングなどを行い、緊密な連携の下に当社グループの総合的な発展を図るようにしております。
(2)総合監査部において、当社グループ各社における業務執行状況や内部統制の有効性と妥当性の確認を行うことにより、業務の執行の適正性・経営の効率性・健全性を確保する体制をとっております。
- 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
(1)当社は、監査役が取締役会他の重要な会議に出席すること及び取締役会議事録や稟議書など重要な書類を随時閲覧できる体制を確保しております。
(2)取締役、執行役員及び使用人は、全社に重大な影響を与える事態の発生及び発生のおそれがあるときは、速やかに監査役会に対し報告を行うことしております。
(3)取締役、執行役員及び使用人は、監査役が事業及び業務の報告を求めた場合、迅速かつ適切に対応することしております。
- その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
(1)取締役、執行役員及び使用人は、監査役会規程及び監査役監査実施要綱に基づく監査役の監査が、実効的に行われるよう協力する体制を確保しております。
(2)監査役は、会計監査人、総合監査部及び当社グループ各社の監査役との連携を保ち、監査の有効性を高める体制をとっております。
- 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
(1)監査役の職務を補助すべき使用人には置いていないが、監査役又は監査役会より職務補助者の設置の要請があった場合は、職務補助者の選任を行うなど適切に対応することとしております。
- 財務報告の信頼性を確保するための体制
(1)当社は、財務報告に係る内部統制として、関連する規程類の整備及び適正な運用を徹底し、信頼性の高い財務報告を作成するための体制を整備しております。
(2)総合監査部において、財務報告に係る内部統制監査を実施し、内部統制の不備等の検出と各部門の是正を通じて財務報告の信頼性を確保するための体制の充実を図っております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況 更新

1. 基本的な考え方

当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体に対し、毅然とした態度で臨み、一切の関係を遮断することに全社を挙げて取り組んでおります。

2. 反社会的勢力排除に向けた整備状況

- 総括部署を経営管理本部総務部としております。
- 本社では全国暴力追放センター、公益社団法人警視庁管内特殊暴力防止対策連合会や東京湾岸地区特殊暴力防止対策協議会、各支店においても地区の協議会などの外部団体と連携し、相談や情報収集を行い、反社会的勢力排除に取り組んでおります。
- コンプライアンスマニュアルに反社会的勢力に対する具体的な行動指針を定めており、定期的に研修を実施することにより周知徹底を図っております。
- 反社会的勢力との取引を根絶するため、当社が取引業者との契約に使用する契約約款に、暴力団排除条項を明記しております。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

現時点において、買収防衛策の導入予定はありません。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社は、今後とも「価値ある企業」として持続的発展をしていくためにも、充実した経営システムの確立に向け、たゆまぬ努力と検証を継続していく所存であります。

東洋建設株式会社 コーポレート・ガバナンス体制模式図

株 主 総 会

